日光市監査委員告示第１１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和８年３月３１日

日光市監査委員　　柴　田　　明

日光市監査委員　　佐　藤　裕　子

日光市監査委員　　荒　川　礼　子

１　監査の対象　　スポーツ振興課・文化財課・中央公民館
２　監査の期間　　令和８年２月２４日～令和８年３月５日
３　監査の結果　　別紙のとおり

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

スポーツ振興課

４　監査の期間

令和８年２月２４日～令和８年３月５日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１２月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

（ア）業務委託の入札において、入札額（見積額）が予定価格調書の入札書比較価格を上回っており、内訳書の提出もなかったにもかかわらず、契約締結、支払い処理がされているものがあった。

８　意見及び要望

社会体育施設等について、各地区公民館や関係部署と連携し、実態やニーズ、現行の利用条件や予約方法などの現状と課題を的確に把握し、利用者の利便性向上のため、予約システムの導入も選択肢に含めて最適な予約方法の早期実現に向けて取り組まれたい。

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

文化財課

４　監査の期間

令和８年２月２４日～令和８年３月５日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１２月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（２）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

８　意見及び要望

なし

令和７年度　定 例 監 査 結 果

１　監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和２年日光市監査委員訓令第１号）に準拠して実施した。

２　監査の種類

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づく定例監査

３　監査の対象

中央公民館

４　監査の期間

令和８年２月２４日～令和８年３月５日

５　監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

６　監査の実施内容

（１）令和７年度事務事業について、令和７年１２月末日現在で実施した。

（２）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は館長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

７　監査の結果

（１）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（２）指摘事項

（ア）土地賃貸借契約において、印紙税額に誤りがあるものが見受けられた。（日光公民館）

（イ）会計年度任用職員の休暇（時間休）の取得において、規則では、「1 時間を単位とする」とあるが、1時間単位で取得されていなかった。（小来川公民館）

８　意見及び要望

公民館の貸館について、現行の利用条件などの課題を整理した上で、利用者の利便性向上のため、予約システムの導入も選択肢に含め、最適な予約方法の早期実現に向けて取り組まれたい。